

「平成二十九年九月二十八日の衆議院の解散による衆議院議員の総選挙に係る在外公館等における在外投票の時間の特例を定める省令」の概要

(平成29年総務省令・外務省令第1号、平成29年10月5日公布)

総務省自治政行政局選挙部選挙課

1 趣旨

公職選挙法第49条の2第1項第1号で定める在外公館等投票記載場所での投票の時間は、公職選挙法施行令第142条第3項において午前9時30分から午後5時までとされているが、特別の事情があると認められる在外公館等投票記載場所については、総務省令・外務省令で別に投票時間を定めることができることとされている。

本省令は、平成29年9月28日に衆議院が解散したことによる衆議院議員総選挙における上記投票時間の特例を定めるものである。

2 内容

在コンゴ民主共和国日本国大使が管理する投票記載場所について、選挙期日前8日に当たる日（在外公館等投票最終日）については、午前9時30分から午後1時までの間在外公館等投票を行うこととする（フライトスケジュール等の事情によるもの）。

※平成28年参においても午前9時30分から午後1時までの投票時間としていたところ。

3 施行期日

公布の日から施行

【補足説明】

※恒常的省令とせず選挙ごとに制定する省令とすることについて

在外公館等投票における投票時間の特例を定める省令については、公選令第142条第4項において、文理上、選挙ごとに定めるものとはされていないが、在外公館等投票を行わない長及び在外公館等投票を行うことができる期間については、公選法第49条の2において、選挙ごとに告示することとされているところである。

各在外公館等投票記載場所における投票時間の特例の要否は、概念上、当然に在外公館等投票実施公館及び各公館における投票期間の確定を前提として判断されるべきものであるから、公選令第142条第4項の規定に基づき定められる本省令は、演繹的に選挙ごとに制定されるべき性質のものであると解されるものであり（なお、公選令第65条の6の在外公館投票記載場所の指定等も同様の考え方により選挙ごとに行われている。）、選挙後においては、本省令の文理上、当然に失効するものである。

※意見公募手続について

本省令は在外公館等における投票時間の特例を定める「命令」であり、行政手続法に基づく意見公募手続の対象ではあるが、在外公館等における投票時間に特例を設けることは、在外選挙人の選挙権行使に影響を及ぼすものであり、選挙事由の発生後速やかに周知する必要があることから、行政手続法第39条第4項第1号の「公益上、緊急に命令等を定める必要がある」場合に該当するものとして、意見公募手続は行わないこととする。